

申立外清算会社の所有する居住制限区域（飯舘村）の不動産（土地建物）について、同社の東京電力に対する上記不動産についての賠償金請求権を取得した申立人に対し、上記清算会社における帳簿価格の分かる資料を入手することができなかつたこと等から、土地については固定資産税評価額に1.43を乗じた金額が、建物については固定資産税評価額が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、平成30年6月28日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として金632万8089円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるよう引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年7月24日

（仲介委員 新穂均）

(別紙)

申立人 X様について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害		6,328,089円	申立外・A株式会社の所有に係る下記不動産に生じた財物損害の賠償請求債権につき、申立人に転付する旨の債権転付命令が確定したことから、第三債務者である被申立人が申立人に対し賠償を行うもの。 【土地】 6,313,724円 所在:福島県相馬郡飯館村〇〇 地番:〇番 地目:宅地 地積:1678.78㎡ 【土地】 14,365円 所在:福島県相馬郡飯館村〇〇 地番:〇番 地目:雑種地 地積:221㎡
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		6,328,089円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	6,328,089円

申立外清算会社の所有する居住制限区域（飯舘村）の不動産（土地建物）について、同社の東京電力に対する上記不動産についての賠償金請求権を取得した申立人に対し、上記清算会社における帳簿価格の分かる資料を入手することができなかつたこと等から、土地については固定資産税評価額に1.43を乗じた金額が、建物については固定資産税評価額が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の各損害項目についての損害賠償金として、合計金850万1895円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成30年7月24日付和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金632万8089円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、後掲記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月27日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 新穂均）

申立人 X

項目	小項目	期間	和解金額
財物損害(申立外・A株式会社所有に係る右不動産に生じた財物損害の賠償請求債権につき、申立人に転付する旨の債権転付命令が確定したことから、第三債務者である被申立人が申立人に対し賠償を行うもの。)	土地(別紙物件目録記載1の土地)		6,313,724
	土地(別紙物件目録記載2の土地)		14,365
	建物(別紙物件目録記載3の建物)		1,926,178
損害額			8,254,267
弁護士費用		3%	247,628
損害額小計			8,501,895
既払金(早期一部)			6,328,089
損害額合計			2,173,806